

令和5年 第10回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月26日（火）午後1時30分から午後3時8分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (16人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	3番	石田 光
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議について

6. 農業委員会等に関する法律第35条第1項の規定に基づく出席要求による出席者

佐野市産業文化スポーツ部農政課

農地整備係 係長 新里 通、 農政係 主事補 藤掛恵利花

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 上岡幸宏

参事 磯部高志

農地調整係 係長 荻原美江

主査 飯塚康夫

主任 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

主事補 島田佳汰

8. 会議の概要

事務局

ただいまから、令和5年第10回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局、お願いします。

事務局

はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、16名でございます。また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。

議長

ただいま、事務局の報告のとおり、出席委員数は16名であります。し

たがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和5年第10回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号3番 石田 光委員、議席番号11番 穂原洋子委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、柿沼誠一郎主事補を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議をいただく案件は、議案第1号から議案第5号までであります。

まず議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条731番 契約内容は、贈与による所有権の移転 申請地までの距離は10m、所要時間は0.5分です。大農機具の所有状況は、草刈機2台、トラクター、耕運機、動力噴霧器各1台を所有しております。主な経営作物は、野菜類となっております。農作業従事人数は2人、従事日数は400日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果「問題なし」とのことですので、該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま。

3条732番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.5km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機各1台を所有しております。主な経営作物は、米、麦となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は630日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果「問題なし」とのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

す。3条733番 契約内容は、売買による所有権の移転 対価は〇〇円です。申請地までの距離は2.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、小型耕運機、草刈機各1台を所有しております。主な経営作物は、野菜となっております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項6項目のうち、6番につきましては、現地を地区担当の委員に確認していただきまして、結果「問題なし」とのことですので該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、議案第1号3条733番の案件については、農地調整審査会が行われておりますので、審査報告に入ります。3条733番について、審査会班長、お願いします。

審査会班長

それでは、審査会の結果を報告します。

3条733番の案件について報告します。

本申請につきましては、所有権の移転1筆の申請になります。

申請人は、ご家族で自営業を行ってききましたが、今後のことを考え、自営業を廃業し、農業にて生計を立てていきたいと考え、農業大学校に通うなど農業経営を始める準備を進めてきました。今回農地を新たに取得するため、農業委員会に農地法第3条の申請をするものとなります。申請地の現況は、いずれも特に問題なく、申請人を中心にご家族や親せきの方に手伝っていただきながら、農業経営をしていきます。作付計画としましては野菜類の作付を行っていく予定となっております。販売先は、道の駅、JA佐野を予定しています。

以上のようなことから、総合的に判断した結果、審査会の意見としては、適当であると判断いたしました。

以上で審査会の報告とさせていただきます。ご協議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。審査会の結果の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号変更23番と24番について、調査班、お願いします。

調査班

変更23番について報告します。

変更内容は、一時転用の期間の延長になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1については、一時転用の期間延長のため該当しません。2から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「承認相当」と思われます。

変更24番について報告します。

変更内容は、一時転用の期間の延長になります。次に許可後の計画変更承認に基づく検討状況ですが、検討事項1については、一時転用の期間延長のため該当しません。2から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「承認相当」と思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号について、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号5条1023番から1032番までについて、調査班、お願いします。

調査班

5条1023番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条1024番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを

検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条1025番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条1026番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条1027番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条1028番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

5条1029番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地

のため、原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条1030番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条1031番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第3種農地に該当し、許可の基準は原則許可できます。一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条1032番について報告します。

農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため、原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上です。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、議事参与の制限の関係により、議長を新井会長職務代理者と交代します。新井会長職務代理者、議長席へお願いします。

職代

質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の6番について、議席番号16番 大芦 宏委員が、議事参与の制限に該当します。6番について審議します。大芦 宏委員の退室をお願いします。

(大芦委員退室 14:18)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の6番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号利用権設定関係の6番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。大芦 宏委員の入室をお願いします。

(大芦委員入室 14:19)

ここで、議長を大芦会長と交代します。大芦会長、議長席へお願いします。

議長

次に、利用権設定関係の17番について、議席番号1番 新井 勉委員が、議事参与の制限に該当します。17番について審議します。新井 勉委員の退室をお願いします。

(新井委員退室 14:20)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の17番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって議案第4号利用権設定関係の17番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。新井 勉委員の入室をお願いします。

(新井委員入室 14:21)

次に、利用権設定関係の6番と17番以外の案件、所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。利用権設定関係の6番と17番以外の案件、所有権移転関係について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号利用権設定関係の6番と17

番以外の案件、所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議について」を議題といたします。議題に入る前にご報告申し上げます。本議案の説明員として、佐野市産業文化スポーツ部農政課職員が出席しておりますので、ご紹介いたします。

(農政課説明員 自己紹介)

事務局及び農政課をして、議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の協議について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和5年9月26日提出 佐野市農業委員会会長。

農政課

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部変更について説明させていただきます。この基本構想というものは、農業経営基盤強化促進法第6条にて規定されており、これに基づき策定されております。

では、一部変更についてですが、この基本構想の元となるものがあり、基盤法第5条によって規定、策定されているものが県の基本方針というものになります。この県の基本方針の内容に即するよう、市の基本構想を策定することになっております。直近では令和3年3月に栃木県の基本方針の見直しが行われ、市の基本構想の見直しを行いました。その後、令和5年4月1日に大元となる基盤法の改正があり、県の基本方針が変更され、それに即した内容にするため、市の基本構想の内容も変更することになりました。

それでは、今回行われました県基本方針の一部変更のポイントについて説明いたします。ポイントとしましては2点ございます。1点目が「とちぎ農業経営・就農支援センター」の位置付けについて、2点目が「地域計画」等を位置付け。以上になります。そのため、今回の市の基本構想につきましても、この2点の変更の主なポイントとなります。なお、今回の変更は法改正に伴う「一部変更」であり、見直しではなく現基本構想の変更になります。

まず1点目の「とちぎ農業経営・就農支援センター」の位置付けについて説明します。とちぎ農業経営・就農支援センターとは、農業に関する経営相談や、就農相談を受ける機関になります。県基本方針に即し、農業支援の関係機関として付け加えました。次に2点目の「地域計画」等の位置

付けについてです。人・農地プランの記載を地域計画に変更するとともに、関連事業である利用権設定促進事業に補足を加えました。その他、記載内容の一部を現状に合う内容に修正しました。

では、内容について細かい部分の説明に入らせていただきます。お手元にお配りしました新旧対照表をご覧ください。2ページの部分になりますが、こちらが今回の主な改訂ポイントの2点目となる「人・農地プラン」という言葉を「地域計画」と言い換える修正となります。続きまして3ページをご覧ください。こちらの上の部分「主たる従事者1人当たり」という表現を、県の基本構想に合わせて漢字に直しました。また、この下の部分の主な改正ポイント「栃木農業経営就農支援センターの位置付け」ですが、こちら県の基本構想に合わせて組み込んだ箇所になります。4ページの「自動換気装置」という言葉ですが、こちら県表現方法に合わせた改正になります。続きまして5ページと6ページをご覧ください。こちらはそれぞれ社会情勢に合わせて「留意事項」ということで一部追加しております。6ページの下部分の「第3」という所ですが、こちら県も主な改正ポイントの2番目になる「地域計画」という文言を入れ、新設で中山間地域の担い手不足に対することや遊休農地の発生防止に関する内容を付け加えました。次に7ページの下半分ですが、地域計画の策定に向けての文言の言い換えとして、農業経営基盤強化促進事業の利用権設定等の促進事業というのを追加で入れてあります。最後に9ページと10ページの「人・農地プラン」を「地域計画」に訂正いたしました。農政課からの説明は以上になります。

議長

事務局及び農政課の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。14番 澁江修身委員 どうぞ。

14番
澁江委員

「人・農地プラン」で字だけ先走ってて、現実的にこれを利用した会合とか色々組織みたいなものは出来ているんですか。

事務局

栃木県農業会議の方で、地区を分けて地域ごとの説明会をやっていますが、佐野・足利については11月に県の農業会議が来て、皆さんに出席をお願いして地域ごとにこうやって行くんですよって話をするので、地域ごとはこれからになります。それで、実は農政課長から来月の全協の後にその辺の説明をさせてもらいたいという話もありましたが、私の方であらかじめお伝えしますと、実質化された人・農地プランというのが特に農地を集めた時の交付金だとか、国の補助事業だとか、そういうのを使っている方がいるような所というのは、結構進んで担い手がこの地区はその人がやって行きます、というような集まりを持って話し合いを持っ

て地図に落とすという作業が行われております。そして補助事業とかあまり利用していない地区についてはアンケート調査などをお送りして、机上でここは担い手はほとんどいないとかそういう地図を作って、それが実施化された人・農地プランという風になってました。この4月1日からは国の方針が変わりまして、人・農地プランというのは要は補助のメニューである。補助金をもらうための条件でした。それが今度は法律に明記されて「地域計画」というのを作ってほしいと。それは2年間で作ってもらいたいと国が言っているんです。その時に要は佐野市で全部同じ事をやるというのではなくて、既に再圃場整備している地区だとか農地の集積の交付金を使っている地区だとかでは既に地元の話し合いが持たれていて、ここは誰さんがやってみようというのが出来上がっています。そういう所というのは今までと同じように農業委員さん、推進委員さんが参加してもらっている地元があると思うので、そういう所は引き続き参加していただきたい。そういうのが全然ない所、要は担い手もいない等の所はこれから農政課の方でこの地区で1回集まりませんかという呼びかけをするので、その時にできれば農業委員さん、推進委員さんについては少なくとも参加をしてもらいたい。出来れば知り合いの方を誘って呼んできてもらいたい。そういう所から始めたいということで、2年間で全部作り上げるというのではなく、また1回作れば終わりじゃなくて、毎年変えても良いし5年に1回変えても良いし、この地域計画というのは見直しがされていくので、まだうちの地区は担い手もいないしという所もあきらめないで、10年後を目指してやってみるかとか5年後目指して話し合っていくとか、地域差もあると思うんですけどそういう所に少なくともぜひ皆さんは参加をしてくださいというお願いを、農政課長が来月したいと言うんですけど、私の方で先に言ってしまって申し訳ない。国の方針が変わって、人・農地プランというのは法定ではなかったんですけど、今度は法定で地域計画と名前が変わって、それは農業委員会で率先して手伝ってあげてねということを言われています。11月に農業会議が説明に来ますので、その時に皆さんお話しを聞いてもらえればと思います。

議 長

3 番 石田 光委員、お願いします。

3 番
石田委員

質問というより要望なんですけども、この経営基盤強化に関する基本構想、栃木県の構想が変わったので今回佐野市の方もそれに沿って変えた。基盤強化ということなので中身を見ますと、主に農地の集積だとか効率化とか集約化だとか担い手だとか、若い人だとか新規就農だとか団地化だとかこういう話で基盤強化と言うんでしょうけど、この新旧対照表

の6ページの左側の赤い所の下に、ようやく中山間地の担い手という中山間地について記述が出てきているんですけども、この中でせっかく中山間地についてわずかな文章ですけど書かれてきましたので、遊休農地の発生防止とか解消とかいう形が出てきていますので、今後せっかくここに構想として期待させてもらいますので、佐野市としては中山間地と言いますが特に山間地の改善とかを具体的に構想を立てるのではなくて、今後計画を立てていく上で具体的な計画をお願いしたいと思いません。

議長

他に質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和5年第10回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時08分閉会